

栃木県社会的養育推進計画

〔案〕



令和2（2020）年 月

栃木県

目 次

I 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間等	
4 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	
II 子どもの権利擁護の推進	3
1 意見表明の機会の確保等	
2 一時保護や代替養育における権利擁護の実施等	
III 市町の子ども家庭支援体制の強化	6
1 市町の相談支援体制等の整備促進	
2 児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化	
IV 里親等への委託の推進	8
1 里親等委託率の目標値	
2 里親等への委託の推進と包括的な実施体制の構築	
3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進	
V 乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進	13
1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化等に向けた取組	
VI 社会的養護自立支援の推進	16
1 自立支援に向けた取組強化	
VII 児童相談所の強化	18
1 児童相談所の相談体制の強化	
2 一時保護改革に向けた取組	
栃木県社会的養育推進計画指標一覧	22
栃木県社会的養育推進計画 策定経過	23
栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング・グループ 委員	24
用語解説	25

I 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

平成 28(2016)年児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが明確化され、家庭の養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明示された。

この改正法の理念を具現化するため、国においては「新しい社会的養育ビジョン」（以下、「新ビジョン」という。）（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成 29(2017)年 8 月 2 日取りまとめ公表）を示し、各都道府県ではこれに基づき社会的養育推進計画を策定することとなった。

こうした背景のもと、本県では、従来の「栃木県家庭的養護推進計画（平成 27 年 3 月）」を見直し、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、本県における社会的養育の体制整備に向けた取組を計画的かつ速やかに進めるため、本計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

- (1) 平成 28(2016)年改正児童福祉法等を受けて新たに策定することとされた「都道府県社会的養育推進計画」とし、国の策定要領に基づき策定する。
- (2) 「とちぎ子ども・子育て支援プラン」（令和 2(2020)年 3 月策定）の別冊として位置付ける。

3 計画期間等

令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの 10 年間とし、計画期間を 5 年ごとに区分した各期（前期・後期）の目標を定めることとする。

前期：令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度

後期：令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度

計画の進捗状況については、毎年度検証するとともに、前期の期末及び各期（前期・後期）の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこととする。

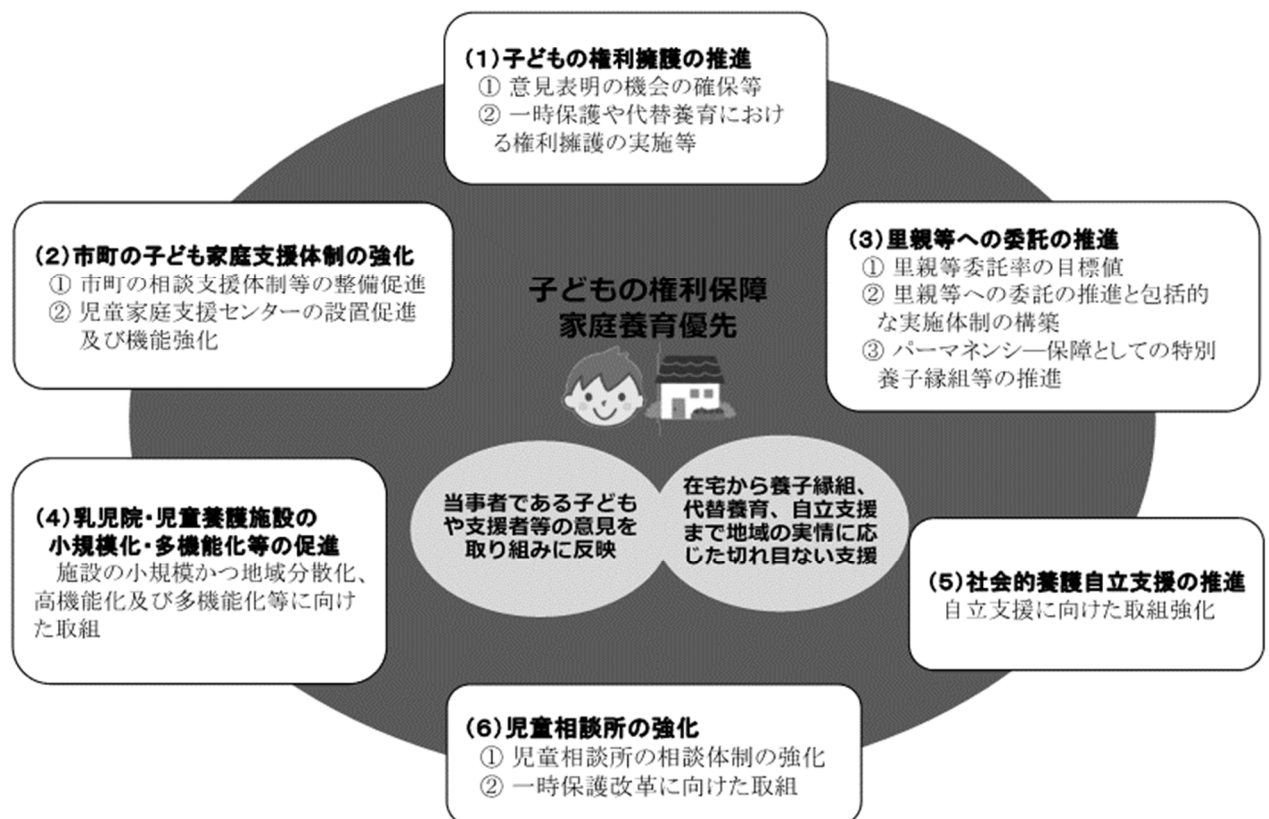
期・年度	前期					後期				
	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
進捗状況の検証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
見直し検討			(○)		(○)			(○)		

4 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 基本的考え方

- 子どもの権利保障と家庭養育優先原則を実現する。
- 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）や保護者など、支援の対象となる者や、里親や児童養護施設などの支援を提供する者の意見等を適切に反映する。
- 在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援まで、これらは緊密につながっており、地域の状況に応じた切れ目ない支援を、社会全体で取り組む。

(2) 全体像



Ⅱ 子どもの権利擁護の推進

現状と課題

新ビジョンにおいては、当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取、アドボカシー）について、児童養護施設に措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの意見を代弁する方策、また、施策検討の際の子どもの参画等、実情に応じた取組を進めることが求められている。

現在、子どもの最善の利益に配慮し、安全確保を最優先に一時保護等を実施しており、子どもの意見を表明する機会として、一時保護所及び各児童養護施設等に意見箱を設置している。

また、児童養護施設への措置等の際には、「“これからの生活のために”～知っておこう、私の権利」（以下、「権利ノート」という。）を配布し、子どもの権利・意見表明について説明をするほか、措置中も、権利ノートを通して子どもの権利について理解促進に努めている。

しかし、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）に対するアンケート調査の結果、「一時保護の期間の見通しや今後のことが不明確であった。」、「意見箱の存在を知らなかった。」などの意見があり、子どもが自分の意見を表明でき、納得した支援を受けることができるよう、一時保護や措置の際の十分な説明や、意見箱、権利ノートの活用方法について検討する必要がある。

〈アンケート調査の概要〉

1 調査方法

No.	区 分	対 象	方 法	回答数(回収率)
1	措置中の子ども	児童養護施設(地域小規模児童養護施設含む)に措置されている小学校4年生以上の子ども	質問紙法 配票(自計式)調査法	339 (87%)
		養育里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに措置されている小学校4年生以上の子ども	質問紙法 配票(自計式)調査法+郵送調査法	
2	一時保護中の子ども	一時保護所に保護されている小学校4年生以上の子ども	質問紙法 配票(自計式)調査法	16 (100%)
3	社会的養護経験者	とちぎユースアフターケア事業協働組合の若者サロン等参加者、栃木県里親連合会による紹介者等	面接法(半構造化面接) グループインタビュー及び個別インタビュー	12 (-)

1についてはR1(2019).7.20 現在、2についてはR1(2019).7.26 現在に在籍する子どもを対象として実施した。

2 アンケート回収状況

区分	箇所数	定員	対象者数 (小4以上)	回収数	回収率
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設含む)	11	512	296	275	93%
里親・ファミリーホーム			68	47	69%
自立援助ホーム	5	36	25	17	68%
計			389	339	87%
一時保護所	1	25	16	16	100%

3 調査結果

◇権利ノートの認知度等（児童養護施設入所児童）

“これからの生活のために～知っておこう、私の権利～”というノートを知っていますか？	1 実際に持っている	2 知っている	3 知らない	(未回答)	計
(人数)	98	49	115	13	275
(%)	35.6%	17.8%	41.8%	4.7%	100.0%

◇意見箱の認知度等（一時保護所）

一時保護所に意見箱と意見用紙があるのを知っていますか？	1 入れたことがある	2 入れたことはない	3 知らない	(未回答)	計
(人数)	1	9	4	2	16
(%)	6.3%	56.3%	25.0%	12.5%	100.0%

◇相談相手の存在（施設入所者）

あなたは今相談相手がありますか？	1 施設の中にもいるし、施設の外にもいる	2 施設の中にはいるが、施設の外にはいない	3 施設の中にはいるが、施設の外にはいない	4 施設の外にも施設の外にもいない	(未回答)	計
(人数)	174	30	50	27	11	292
(%)	59.6%	10.3%	17.1%	9.2%	3.8%	100.0%

◇相談相手の存在（一時保護所）

一時保護所での相談相手がいたら教えてください。	1 いる	2 いない	(未回答)	計	
(人数)	11人	3人	2人	16人	
「1 いる」の内訳 ※複数回答	(1)一時保護所の先生	(2)一時保護所の友だち	(3)児相の担当ケースワーカー	(4)その他	計
(人数)	8人	1人	5人	0人	14人
「2 いない」の内訳	(1)相談相手が欲しい	(2)相談の必要がない	(未回答)	計	
(人数)	1人	1人	1人	3人	

注)アンケート結果(%)については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

◇子どもの意見

- ・意見箱があったのは知らない。あったとしても入れない。
- ・意見箱はあったが誰も入れてなかった。職員の部屋の前で書きづらいし入れづらい。入れても改善されないと思う。
- ・心理士を必要とする子は多い。意見箱の意見は心理士につなぐ等するといい。
- ・キャラバンみたいなものがあるといい。施設にいるうちは、あれこれして欲しいと言えない。
- ・ある日を決めて全員に書いてもらう、自由に使えるパソコンから入れられる等。匿名がいい。誰がみるのか心配。施設とあまり関係ない人で〇〇委員会とか児相に届くのがいい。
- ・突然一時保護になったので、学校やバイトのこと、勉強道具など何をどうすればいいのか、混乱した。また、どういった内容で学校等に伝えられているのかがすごく気になった。
- ・先がわからなくてストレスだった。等

今後の取組

1 意見表明の機会の確保等

○ 子どもの意見を聴取する仕組の構築

- ・一時保護や児童養護施設等への入所後、定期的なアンケート調査を実施するなど、子どもの意見を積極的に聴取する仕組を検討、構築する。

○ 施策立案への子どもの参画促進

- ・児童養護施設退所者等のヒアリング等を実施するなど、子どもの意見を適切に施策に反映していくよう努める。

2 一時保護や代替養育における権利擁護の実施等

○ 子どもの権利擁護に関する理解の促進

- ・児童相談所、施設及び里親など子どもに関わる人たちが、子どもを権利の主体として、年齢や状況などに応じて適切に対応できるよう、研修の実施等により、権利擁護に関する理解を促進する。

○ 子どもの意見表明のための支援の充実促進

- ・権利ノートを活用マニュアルを見直すとともに、児童相談所と施設、里親等が協力し、意見箱について、設置場所や取扱者、取扱方法、プライバシー保護について明確にするなど、子どもが安心して利用できる環境を整える。
- ・一時保護中や措置中の子どもの方針決定に参加する権利を保障するため、考えられる支援について、その内容と影響などを十分に説明するとともに、子どもの意向を酌み取る仕組みを構築していく。
- ・年齢に応じた「生い立ちの整理」の実施、児童記録の適切な整理や保存等により、子どもの出自や生活史を知る権利を保障する。

○ 未成年後見人選任の支援

- ・入所児童等の未成年後見人の選任に際し、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施し、活用を支援する。

Ⅲ 市町の子ども家庭支援体制の強化

現状と課題

少子化・核家族化・地域の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下や子育て家庭の孤立化が進んでいる。子どもが健やかに成長・発達・自立するためには、今まで以上に地域における支援が必要であり、身近な市町におけるソーシャルワーク体制の構築等を図ることが求められている。

国が示した児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30(2018)年12月）では、令和4(2022)年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとされており、本県においても、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や、ソーシャルワークを担う人材の確保・育成、関係機関との連携強化を進める必要がある。

また、現在県内に2箇所ある児童家庭支援センターについては、子どもに関する家庭その他からの相談業務のほか、市町の求めに応じた援助、児童相談所からの指導委託（施設入所までは要しないが要保護性があり継続的な指導が必要な児童及びその家庭への指導）や、関係機関との連携・連絡調整等、地域における専門的な相談支援機関としての役割が期待されており、更なる設置を進める必要がある。

〈市町の相談支援体制の状況等〉

R1(2019).10.1 現在

内 容		実施状況
1	子育て世代包括支援センター	23市町(30箇所)で設置
2	子ども家庭総合支援拠点	2市で設置
3	地域子ども・子育て支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ・養育支援訪問事業 ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ・夜間養護等(トワイライトステイ)事業	25市町で実施 25市町で実施 23市町で実施 3市町で実施
4	母子生活支援施設	3箇所
5	その他 ・子どもの居場所事業(要支援児童を対象とした居場所事業)	5市9箇所を実施

〈児童家庭支援センターの設置状況〉

名称	経営主体	所在地	設置年月
にこにこ広場	(福)恩賜財団済生会支部栃木県済生会	宇都宮市竹林町 945-1	H27(2015).4
ちゅうりっぷ	(福)養徳園	さくら市喜連川 1025	H27(2015).4

児童家庭支援センターの実績

(H30(2018)年度実績)

- ・相談件数 435人(実人数)、延べ4,187件
- ・児童相談所からの指導委託 2件
- ・関係機関との連携・連絡調整 433回
(市町機関との調整、要保護児童対策地域協議会への参加等)
- ・一時預かり(ショートステイ、トワイライトステイ、緊急一時保護委託等) ※ちゅうりっぷにて実施

今後の取組

1 市町の相談支援体制等の整備促進

○ 子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・子ども家庭総合支援拠点の県内全市町設置に向けて、市町への助言や人材育成などの支援を行う。

○ 子ども家庭総合支援拠点の機能強化への支援

- ・妊娠期から切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携や一体的な運営を促進し、支援が必要な家庭の早期発見、早期対応を図る。
- ・市町における短期入所生活援助（ショートステイ）事業（以下「ショートステイ」という。）や夜間養護等（トワイライトステイ）事業（以下「トワイライトステイ」という。）など、国の子育て支援事業の活用や、要支援児童の地域での生活の継続を支援する「子どもの居場所」の設置を促進する。
- ・研修会の開催等により子ども家庭支援に携わる職員の専門性の向上を図るとともに、児童相談所の専門的な知見からの助言等により、子ども家庭総合支援拠点の機能強化を支援する。
- ・県内の子ども家庭総合支援拠点間の連携強化を促進する。

○ 関係機関の連携強化

- ・要保護児童対策地域協議会が効果的に機能できるよう助言指導を行う。
- ・関係機関との連携（医療機関、学校、DV関係機関等）及びネットワークの構築を支援する。

2 児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化

○ 児童家庭支援センターの設置促進と機能強化

- ・専門的な見地から要支援家庭等への相談に応じるほか、市町への支援も行う児童家庭支援センターが未設置の地域への設置を促進する。
- ・児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託を積極的に進めるとともに、児童家庭支援センターと市町との連携強化に取り組む。

指 標

項目	年度 単位	H30	R6	R11
		2018	2024	2029
子育て世代包括支援センター設置市町数	市町	21	【R2(2020)】 25	
子ども家庭総合支援拠点設置市町数	市町	2 (R1(2019)見込)	【R4(2022)】 25	
児童家庭支援センター設置数	箇所	2	4	7

IV 里親等への委託の推進

現状と課題

代替養育が必要となった場合、子どもが安心でき、温かく安定した環境で養育されることが必要である。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、また、学童期以降の子どもについても、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得といった今後の自立に向けた支援が必要であり、積極的に里親委託を検討していくことが求められる。

子どもへのアンケート調査の結果からも、里親等委託されている子どもの満足度は高く里親等委託が望ましいことが伺える。しかし、現在、本県の里親委託率は19.3%（H30(2018)年度末）であり、児童相談所への調査の結果、里親等に委託できない理由として、「保護者の同意が得られない」、「委託可能な里親がない」ことが挙げられている。

本県における里親等委託を推進するためには、里親登録の促進や、里親への支援を一層進めることが必要であり、一連の業務を関係機関との連携のもと実施する包括的な支援体制の構築が求められている。

また、家庭復帰が望めないと判断される場合には親族・知人による養育（里親制度の活用も含む。）、さらには特別養子縁組制度等を活用したパーマネンシー（永続的解決）の保障が求められている。

〈アンケート結果〉

◇施設入所・里親等委託中の子どもの現在の生活の満足度

問. 現在の生活に満足していますか

カテゴリー	施設		里親等	
	回答数	割合	回答数	割合
とても満足している	60	20.5%	17	36.2%
まあまあ満足している	111	38.0%	18	38.3%
あまり満足していない	53	18.2%	2	4.3%
まったく満足していない	19	6.5%	3	6.4%
どちらともいえない	28	9.6%	5	10.6%
未記入	21	7.2%	2	4.3%
合計	292	100.0%	47	100.0%

注)アンケート結果(%)については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

◇子どもの意見

(里親での生活について)

- ・安心安全を実感できた。素のままで何でも話せた。受け止めてもらった。
- ・夜自由に出かけられた。はじめは違和感があったが徐々に慣れた。
- ・いいことが多かった。平和だった。

(施設での生活について)

- ・ユニット（地域小規模グループホーム含む）だからよかった。
- ・ユニットのほうがいい。

〈本県における現在の里親等委託推進体制〉

H31(2019).4.1 現在

里親支援に係る事業	(ア)里親研修(基本研修)、専門里親研修 養育里親、養子縁組里親、新規委託里親、未委託里親、地区別里親及び里親全体を対象とした研修の実施、専門里親を養成するための研修への派遣 (イ)里親のフォローアップ 各児童相談所への里親委託推進員の配置、里親アドバイザーによる相談支援の充実 (ウ)里親の登録推進 地域における潜在的里親を開拓するための普及啓発活動等の実施 (エ)里親委託の促進 ふれあい里親の実施 里親と里子の相性確認のための短期間の外泊等(マッチング)の実施
推進体制	児童相談所： 里親担当職員、里親委託推進員(非常勤)を各児相に配置 児童養護施設等： 里親支援専門相談員を配置 乳児院3 児童養護施設9 里親会： (一財)栃木県里親連合会

〈特別養子縁組成立による里親委託解除数、民間斡旋による特別養子縁組成立数〉

区分		年度	H26	H27	H28	H29	H30	5か年	5か年	H31
		2014	2015	2016	2017	2018	合計	平均	2019 (4~9.1まで)	
特別養子縁組成立による里親委託解除数	3歳未満	1	7	3	3	6	20	4	1	
	3歳以上就学前	1	2	2	6	1	12	2.4	2	
	学童期以降	1	1	1	1	0	4	0.8	0	
	合計	3	10	6	10	7	36	7.2	3	
民間斡旋による特別養子縁組成立数	3歳未満	1	0	3	3	2	9	1.8	2	
	3歳以上就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	
	学童期以降	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	1	0	3	3	2	9	1.8	2	
合計	3歳未満	2	7	6	6	8	29	5.8	3	
	3歳以上就学前	1	2	2	6	1	12	2.4	2	
	学童期以降	1	1	1	1	0	4	0.8	0	
	合計	4	10	9	13	9	45	9	5	

※本県に所在地を置く民間あっせん機関はない。

今後の取組

1 里親等委託率の目標値

本県における、代替養育を必要とする子ども数の見込み、里親等委託の現状等を踏まえ、目標値を以下のとおりとする。

目標値の達成に向け、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を進めるために必要な取組を計画的に進める。

○ 子どもの人口と代替養育を必要とする子ども数の見込み

区分	年度	実績					推計				
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	1年目 R2 2020	3年目 R4 2022	5年目 R6 2024	7年目 R8 2026	10年目 R11 2029
子どもの人口 (0～20歳未満)		350,553	343,583	341,868	338,632	333,318	321,244	311,100	300,955	291,494	278,328
代替養育を必要とする子ども数		692	690	687	700	674	687	683	677	672	642

子どもの人口(推計): 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(平成30(2018)年推計)から算出。

代替養育を必要とする子ども数: 里親・ファミリーホーム(里親等)、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームへの措置・委託を必要とする子ども数

※代替養育を必要とする子ども数については、代替養育が必要となる割合の伸び率から算出。

○ 里親等への委託子ども数と 里親等委託率の現状

区分	年度	実績					
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	
里親等への 委託子ども数		135	133	128	116	(3歳未満)	9
	(3歳以上就学前)					12	
	(学童期以降)					98	
	(全体)					119	
里親等委託率		21.3%	21.0%	20.4%	18.2%	(3歳未満)	12.3%
	(3歳以上就学前)					11.0%	
	(学童期以降)					22.5%	
	(全体)					19.3%	

里親等委託率(%) = 里親・ファミリーホーム委託児童数
 / 乳児院入所児+児童養護施設入所児+里親・ファミリーホーム委託児

○ 目標達成のため今後必要となる 里親数の見込み

区分	年度	実績 H30 2018	推計	
			5年目 R6 2024	10年目 R11 2029
里親等委託児童数		119	204	296
登録里親数		272	341	509
委託児童数		97	174	260
1人目		86	136	204
2人目以上		11	38	56
委託割合		11.3%	21.7%	21.7%
委託里親数		86	136	204
受託率		31.6%	40.0%	40.0%
ファミリーホーム数		4	5	6
委託児童数		22	30	36

○ 里親等委託率の目標値

区分	栃木県			
	(現状値)	(5年後)	(7年後)	(10年後)
3歳未満 (5年後)	12.3 %	→ 53.1 %		
3才以上就学前 (7年後)	11.0 %	→	54.4 %	
学童期以降 (10年後)	22.5 %	→		41.0 %

2 里親等への委託の推進と包括的な実施体制の構築

○ 里親制度の普及・啓発

- ・市町のショートステイ事業の委託先として里親の活用を図るとともに、市町や関係機関と連携し、各種イベント等を通して、里親制度の積極的な普及啓発を行い、登録里親数並びに委託里親数の増加を促進する。

○ フォスタリング業務の取組強化

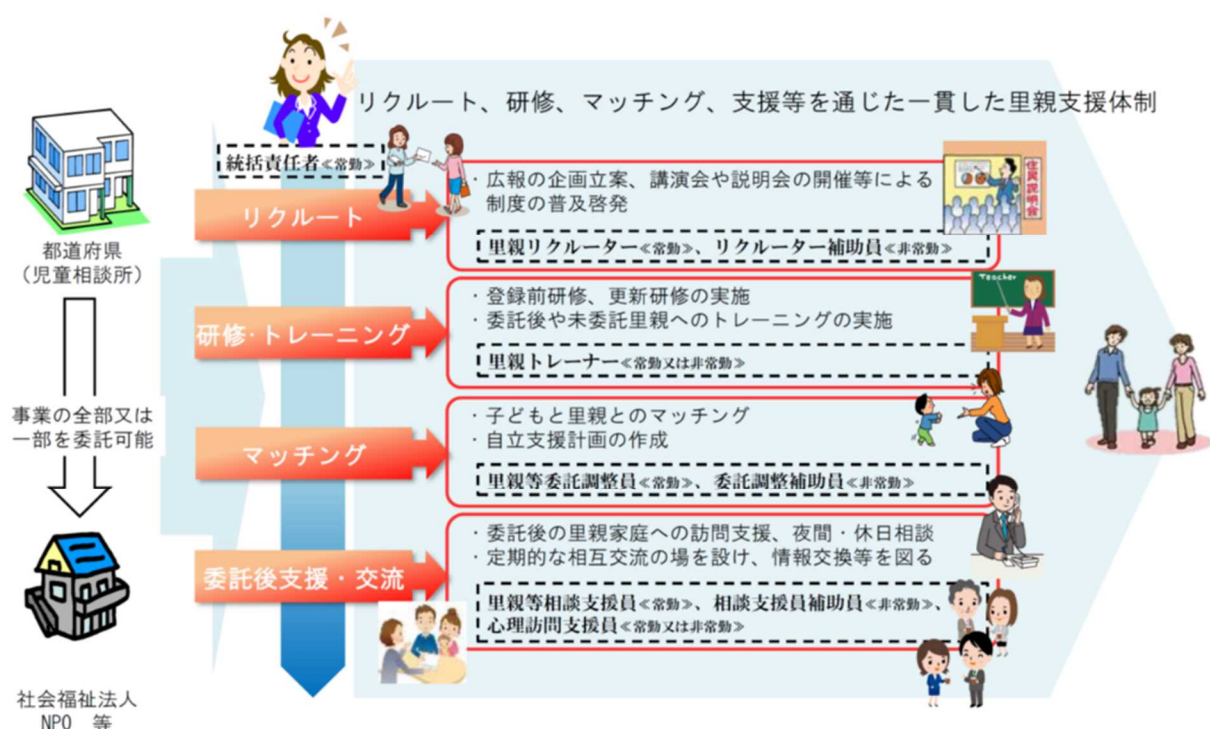
- ・里親の受託率の向上や、委託後の安定した養育の継続のため、登録前後研修や未委託里親への研修の充実に努め、里親のスキルアップを図るとともに、委託時の里親を対象にした関係機関による支援会議（里親応援会議）の活用をはじめ、委託中の里親の負担軽減を図る。
- ・児童相談所は、里親やファミリーホームへの委託中、定期的な家庭訪問やレスパイト・ケアの活用等により適時適切に里親等を支援するとともに、委託解除後のアフターフォローに努める。

○ 児童相談所における里親委託の推進

- ・養子縁組里親のイメージが強い中、児童相談所は、実親に里親制度についてより一層丁寧に説明するなど、養育里親制度の理解促進に努めるとともに、理解の得やすいファミリーホームへの委託を勧めるなど、実親の同意取得に積極的に取り組む。
- ・児童相談所の里親担当職員及び里親委託推進員と、乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員や里親会等との連携を強化し、里親等への委託を推進する。

○ フォスタリング機関の包括的な実施体制の構築

- ・里親の開拓やマッチング等フォスタリング業務を効果的に実施するため、一貫した体制で専門性を持って継続的に業務を担うフォスタリング機関の設置に向け、児童相談所、市町、県里親連合会、県児童養護施設等連絡協議会等の関係機関からなる検討会を設置する。



3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

○ 特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援の充実

- ・ 児童相談所においては、乳児院等と連携した積極的な新生児委託等や、法改正により特別養子縁組の対象年齢が引き上げられることを考慮し、家族の状態等も勘案しながら特別養子縁組等を推進していく。

指 標

項目	単位	H30	R6	R11
		2018	2024	2029
里親等委託率	3歳未満	12.3%	53.1%	
	3歳以上就学前	11.0%	【R8(2026)】 54.4%	
	学童期以降	22.5%		41.0%
登録里親数	人	272	341	509
委託里親数	人	86	136	204
里親養育のマッチング数	件	34	増加を目指す	増加を目指す
ファミリーホームのホーム数	箇所	4	5	6
フォスターリング実施体制の構築	—	—	構築を目指す	
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	件	9	18	23

V 乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の促進

現状と課題

新ビジョンでは、家庭養育優先を進める中においても、乳児院や児童養護施設等での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長で、今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等）の養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが求められている。

「できる限り良好な家庭的環境」を担保するためには、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境（地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケア）を確保することが重要であり、被虐待児等ケアニーズの高い子が増大している中、専門的なケアを提供できる施設の重要性は高まっている。

※小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、専門職による即時対応が必要な場合には、生活単位を集合させる場合もあり得る（但し、少人数で生活単位も概ね4単位程度まで）

〈施設の設置状況〉

R1(2019).7.1 現在

	施設の種別	施設数	実施数	定員
1	乳児院	3	—	109
	施設内小規模グループケア	1	2	10
2	児童養護施設	11	—	446
	施設内小規模グループケア	9	26	174
	分園型小規模グループケア	5	12	86
	地域小規模児童養護施設	7	11	66
3	児童心理治療施設	1	—	35(10)
	施設内小規模グループケア	1	1	7
4	児童自立支援施設	1	—	60
5	母子生活支援施設	3	—	60

()は通所

里親支援専門相談員を配置している施設	乳児院 3	児童養護施設 9
一時保護専用施設を設置している施設	未設置	
児童家庭支援センターを設置している施設	乳児院 1	児童養護施設 1
ショートステイを受託している施設	乳児院 3	児童養護施設 10

〈児童養護施設等への委託一時保護の状況〉

(H30(2018)年度実績)

・一時保護全体の1日あたりの平均保護人員	46.2人
うち委託一時保護の人数(割合)	25.3人(52%)
・委託一時保護のうち乳児院への委託	23%
・委託一時保護のうち児童養護施設への委託	37%
・施設等における一時保護のメリット	
学齢児における一時保護中の通学保障(通学が可能)等	

〈乳児院、児童養護施設等を対象に実施した今後の計画についてのヒアリング結果概要〉

(R1(2019).8～9月実施)

1 施設の小規模かつ地域分散化
<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設: 本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、本体施設のユニット化を経て独立させる方法等により、施設の実情(地域や学区等を考慮)に応じて、小規模かつ地域分散化に向けて取り組む。 乳児院: 子どものニーズに応じた対応が可能となるよう小規模化等に向けて取り組む。
2 施設の多機能化・機能転換等
<ul style="list-style-type: none"> 委託一時保護の受入体制の整備(既存ユニット等を活用した一時保護の積極的な受入、一時保護専用施設の検討)に取り組む。 養子縁組支援や里親支援機能の強化(里親支援専門相談員を中心としたマッチング支援や委託後の家庭訪問、レスパイト・ケアの受入等)に取り組む。 在宅支援や特定妊婦の支援強化(ショートステイやトワイライトステイの受入等市町との連携による支援等)に取り組む。
3 専門性の向上に向けた人材育成等
<ul style="list-style-type: none"> OJT、OFF-OJT等の研修による人材育成、小規模かつ地域分散化等に伴うスーパーバイズ体制の整備、人材確保に取り組む。 施設における人材確保は、小規模かつ地域分散化等における人材育成と合わせて取り組む必要があり、大きな課題である。

〈児童養護施設の小規模かつ地域分散化の実施見込み〉

	箇所数	年度 区分	H30 2018	R1 2019(見込)	5年後 R6 2024	10年後 R11 2029
			児童養護施設	11	分園型小規模GC	8
		地域小規模GC	11	11	8	10
		計	19	23	32	42

(参考)

小規模化における課題等

厚労省「児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書(H29.3)から

<p>(考察の要点)</p> <p>○児童養護施設、乳児院の小規模化の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の職員との関わりが増え、関係性が構築されることで、子どもの愛着形成や感情表出などが促されること ・子どもの自由な時間、静かな時間や、プライバシーが守られるなど、個別の生活環境が確保されること ・料理や買い物などを含め、日常生活の全般において経験・体験を積む機会が増加すること <p>○現場の声(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模化により子ども同士、また子どもと職員の距離が密接になることで、課題の大きい子どもがユニットに入った際の影響が大きくなることもある ・子どもの行動に巻き込まれて適切な支援が行えなくなることがある ・小規模化の実施における人材育成・人材確保 ・特に、乳児院で小規模化を進めるためには、健康面でのケアを特に求められること等の乳児院の特性から生じる課題に、職員配置や施設設備面で課題がある <p>○更なる小規模化の推進に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の孤立や職員による課題の抱え込みを防ぐシステムが重要(職員がお互いをフォローできる体制の構築、管理者や経験年数の長い職員によるスーパービジョンの実施等) ・地域の特性等に応じた方法での人材確保・人材育成に関する取り組みが重要

今後の取組

1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化等に向けた取組

○ 施設の小規模かつ地域分散化の促進

- ・各施設の実情に応じて計画的に小規模かつ地域分散化が進められるよう、随時ヒアリングや助言を行うなど、適切な支援に努める。
- ・小規模グループでの子どもとの関わりや地域分散化施設の運営の方法等について、職員の理解促進やスキルアップ等が必要となることから、児童養護施設等職員研修等により人材育成について支援する。

○ 施設の高機能化及び多機能化等の促進

- ・施設における委託一時保護（新生児委託等含む）の積極的な受入及び一時保護専用施設の設置を促進する。
- ・児童家庭支援センターの設置、ショートステイやトワイライトステイの受入等、市町と連携し、施設における在宅支援機能の強化を促進する。

○ 里親養育推進のための取組

- ・里親支援専門相談員を中心としたマッチング支援や委託後の家庭訪問、レスパイト・ケアの受入等、施設におけるフォスタリングに係る取組を促進するとともに、レスパイト・ケア等に適切に対応できる受け入れ体制の確保を支援する。

○ 児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設への支援

- ・児童心理治療施設、児童自立支援施設については、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に応じて、国が今後示す方向性等を踏まえながら多機能化等について検討していく。
- ・母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させることができ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、そのニーズに応じて利用されるよう周知に努める。

指 標

項目	年度	H30	R6	R11
	単位	2018	2024	2029
児童養護施設の小規模かつ地域分散化の実施箇所数	箇所	19	32	42
一時保護専用施設の設置数	箇所	—	2	3

VI 社会的養護自立支援の推進

現状と課題

施設入所を経験した子どもや在宅で支援を受けていた子どもが社会的に自立するためには、個々の子どものニーズに応じた自立支援を行うことが必要であり、また、平成28年改正児童福祉法では、18歳以上の者に対し、必要に応じて自立支援を継続して行うことができるようになった。

本県においては、県内の施設を運営する社会福祉法人、NPO法人及び一般財団法人栃木県里親連合会が共同出資して運営するとちぎユースアフターケア事業協同組合への委託等により、生活・就労相談や進学支援等の自立支援のための事業を実施している。

アンケート調査の結果では、施設入所児童等は進路や就職など将来に不安を感じており、施設におけるリービングケアの充実を図るとともに、自立援助ホームを活用するなどして、退所後も、急な離職後のサポートや就労定着支援等、きめ細やかに寄り添う支援が必要である。

また、児童養護施設等を退所した児童等への支援において、進学や就職により、県外で生活する場合のアフターケアの広域連携が課題となっている。

〈アンケート結果〉

◇現在不安に思うこと（うち、将来に関すること）

将来のこと	28人
進路のこと	14人
学力・勉強	8人
退所後のこと	4人
高校のこと	4人
受験	4人
就職先	3人
自立後の親への対応	1人

◇子どもの意見

- ・日常生活のスキルが皆無のまま社会に出てしまった。（料理、書類作成）
- ・施設を出た後のフォローが大事で、支援があると助かる。
- ・金銭感覚が身につけていなかった。（病院受診等）
- ・住民票異動の手続きや税金のことも分からないなど、一人暮らしのイメージができなかった。

〈自立援助ホームの設置状況（H21(2009)～H30(2018)）〉

年度	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
設置数(箇所)	1	2	2	3	4	4	4	4	4	5
定員(人)	8	16	16	24	30	30	30	30	30	36

今後の取組

1 自立支援に向けた取組強化

○ アフターケアへの切れ目のない支援の充実

- ・施設退所児童等の大学等への進学に必要な学費や、就労の際の生活資金等の補助や貸付けを行い、自立を支援する。
- ・とちぎユースアフターケア事業協同組合などと連携し、施設退所児童等への生活相談・就労相談等を行うとともに、入所児童等に対しても自立に向けての研修会実施や進学のための支援を行い、リービングケアからアフターケアへの切れ目のない支援を実施する。
- ・一人暮らしなどに必要な生活スキルについて、施設入所時から具体的にイメージできるよう支援するとともに、児童相談所や施設が連携し、子どもを交えた自立支援計画の作成と支援の実施に努める。
- ・施設を退所した子どもが、経済的・精神的に自立できるよう、とちぎユースアフターケア事業協同組合や出身施設等、関係機関・団体が連携し、当事者を中心として包括的支援を行う。

○ 自立援助ホームの設置促進

- ・生活スキルの獲得、就労定着や生活安定のための支援を行う自立援助ホームの設置を促進する。

指 標

項目	年度	H30	R6	R11
	単位	2018	2024	2029
代替養育経験者等の相談支援の状況	件	600	650	700
自立援助ホームの実施箇所数	箇所	5	7	8

Ⅶ 児童相談所の強化

現状と課題

児童虐待対応件数は、全国的にも増加の傾向にあり、その内容も複雑・深刻化している。

国においては、平成30(2018)年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下、「新プラン」という。）が策定され、児童相談所の児童福祉司、児童心理司等の増員と専門性強化が示された。さらに、平成31(2019)年3月には、児童虐待防止対策の抜本的強化のための対策が打ち出され、同年6月にそれらを勘案して児童福祉法が改正されたところである。

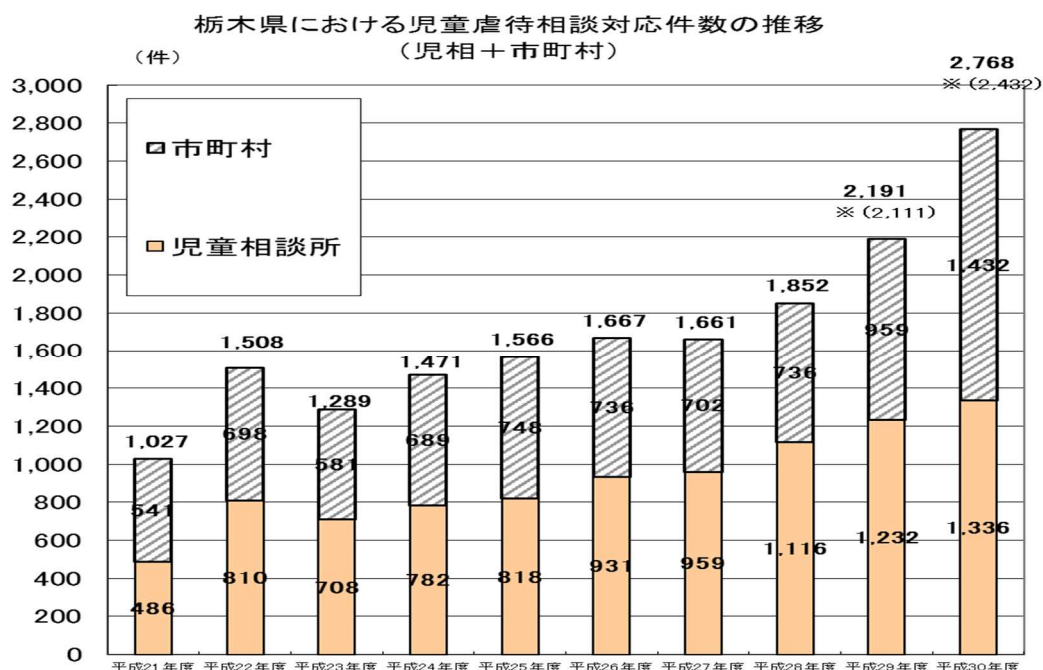
これらに加えて、現在、児童相談所の管轄区域の人口等の条件や一時保護等手続きの在り方について検討がなされており、それらを見極めながら児童相談所の強化を図っていく必要がある。

本県では、平成17(2005)年度から虐待案件の初期対応（介入）と支援を分離して対応しており、非常勤の弁護士や医師を配置するなどして児童相談所の専門性の強化を図っている。

今後は、新プランに基づく児童福祉司、児童心理司、医師、保健師の適正配置や、職員の専門性向上等、児童相談所の更なる体制強化が必要である。

また、一時保護は、一人ひとりの子どもの状況に応じた安全確保はもとより、子どもの最善の利益を守り、一時保護ガイドライン（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、開放的で子どもの個別性を尊重した環境が必要となっており、現在、県内に未設置の児童養護施設等における一時保護専用施設の必要性が高まっている。

〈栃木県における児童虐待相談対応件数の推移（児相＋市町）〉



※児童相談所から市町への事案送致分(H29:80件、H30:336件)を除いた数

〈児童福祉司の配置〉

区分	年度	旧プラン目標 R1(2019) a	実配置数 R1(2019) (見込) b	新プラン目標 R4(2022)		配置目標 R4(2022)
				標準 e	過不足 b-e	
中央児童相談所		22人	24人	32人	▲ 8	32人
県南児童相談所		18人	20人	25人	▲ 5	25人
県北児童相談所		10人	12人	14人	▲ 2	14人
3児相計		50人	56人	71人	▲ 15	71人

〈児童心理司の配置〉

区分	年度	旧プラン目標 R1(2019) a	実配置数 R1(2019) (見込) b	新プラン目標 R6(2024)		配置目標 R6(2024)
				標準 e	過不足 b-e	
中央児童相談所		8人	6人	16人	▲ 10	16人
県南児童相談所		7人	5人	13人	▲ 8	13人
県北児童相談所		4人	4人	7人	▲ 3	7人
3児相計		19人	15人	36人	▲ 21	36人

〈一時保護実人員、平均保護日数等〉

区分	H26 2014			H27 2015			H28 2016			H29 2017			H30 2018		
	保護所	委託	計	保護所	委託	計	保護所	委託	計	保護所	委託	計	保護所	委託	計
一時保護 実人員(人)	191	237	428	213	308	521	241	249	490	256	286	542	247	267	514
一時保護 延人員(人・日)	7,043	8,292	15,335	8,157	9,632	17,789	7,864	9,768	17,632	7,430	7,999	15,429	7,649	9,225	16,874
1日当たり 平均保護人員(人)	19.3	22.7	42.0	22.3	26.4	48.7	21.5	26.8	48.3	20.4	21.9	42.3	21.0	25.3	46.2
1人当たり 平均保護日数(日)	36.9	35.0	35.8	38.3	31.3	34.1	32.6	39.2	36.0	29.0	28.0	28.5	31.0	34.6	32.8

〈アンケート結果〉

◇ 一時保護所での生活について

問. 一時保護所での生活はどうでしたか？

カテゴリー	回答数	割合
満足したことがたくさんあった	78	38.4%
満足したことがまあまああった	49	24.1%
満足したことがあまりなかった	15	7.4%
満足したことがまったくなかった	12	5.9%
どちらともいえない	26	12.8%
未回答	23	11.3%
合計	203	100.0%

注)アンケート結果(%)については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

一時保護所での生活について、満足したことがあったとの回答は、62.5%であった。

◇ 一時保護所で通学できないことについての意見

(一時保護所)

学校へ行きたい	3
悲しい・つらい	3
友人に会えない	2
退所後勉強が大変、おいていかれそう	2
仕方ない、どちらともいえない	2
部活に行けない	1
行けなくて良い	1
計	14

(児童養護施設)

学校へ行きたい	8
いやだった	8
勉強が遅れる、勉強しなかった	6
悲しい・つらい	6
不満・残念	5
最悪・ひどい	3
つまらない・暇だった・閉鎖的だった	3
かわいそう	2
友人に会えない	1
普通・なんとも思わない・悲しくない	17
ラッキー・楽・遊べて良かった	15
保護所で勉強できたから良い	3
行けなくて良い	2
計	79

通学できなかったことについて、回答があった 93 人中、肯定的な意見は 38 人 (40.9%)、否定的な意見は 55 人 (59.1%) であった。

〈子どもの意見〉

- ・優しい先生（職員）がいた。よく話を聞いてくれる先生（職員）がいた。一時保護所の先生（職員）は話しやすかった。
- ・行事が楽しかった。
- ・いろんな子がいてストレスだった。一人になれる空間が欲しかった。
- ・20人弱の子どもが入っていて、小さい子もいて落ち着かない。小さい子と大きい子は分けたほうがいい。
- ・一時保護が終わって学校に戻った時、学校に行きづらかった。友達への説明に困った。
- ・ストレス解消のために、時々近くのコンビニへ無断外出した。
- ・個室に入ったが、保護所の生活は窮屈な感じだった。
- ・細かい日課や制約があった（日記の記載、携帯の制限等）が、私物制限は今思うと仕方ない。
- ・ジャージでの外出は、状況に応じて見直して欲しい。

今後の取組

1 児童相談所の相談体制の強化

○ 人材確保

- ・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司の増員や医師及び保健師の配置、さらには市町村支援や里親養育支援を専門的に行う職員等の配置に努める。

○ 専門性の強化

- ・専門研修の充実や外部研修の活用、OJTによる実践的なスキルの習得等により、

児童相談所職員の専門性の向上を図る。

- ・保護者支援等のプログラムの充実等により、機能強化を図る。

○ 県北児童相談所の整備

- ・老朽化・狭隘化が著しい県北児童相談所の現地建替により、利便性を高め、円滑な援助活動を促進する。

○ 中核市の児童相談所設置促進

- ・中核市である宇都宮市と継続的に意見交換を実施し、市の意向も踏まえながら、人事交流、研修派遣の受入れによる人材育成など、必要な支援を行う。

2 一時保護改革に向けた取組

○ 一時保護所職員の人材育成

- ・継続的に外部の専門研修への職員派遣を実施し、子どもの権利擁護、専門性の向上に努める。

○ 子どもの状況に応じた一時保護環境の確保

- ・市町と連携して、委託一時保護が可能な里親の増加に取り組むとともに、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置を促進し、学校等と連携しながら、子どもの状況に応じた通学可能で開放的な一時保護の実施を進める。

○ 平均保護日数の短縮

- ・生活の制限がある一時保護所での生活は、必要最小限とし、平均保護日数の短縮に努める。

○ 一時保護所の第三者評価の導入

- ・第三者評価を導入し、一時保護された子どもの権利擁護を推進する。

指標

項目	年度	H30	R6	R11
	単位	2018	2024	2029
児童福祉司数	人	56 (R1(2019)見込)	【R4(2022)】 71	適切に配置
児童心理司数	人	15 (R1(2019)見込)	【R6(2024)】 36	適切に配置
(一時保護専用施設の設置数)〔再掲〕	箇所	—	2	3
平均一時保護日数	日	32.8	30	30
一時保護所の第三者評価の導入及び活用	—	—	実施	実施

栃木県社会的養育推進計画指標一覧

区分		No.	項目	年度 単位	H30 2018	R6 2024	R11 2029		
Ⅲ	市町	1	市町の相談支援体制等	1	子育て世代包括支援センター設置市町数	市町	21	【R2(2020)】 25	
			2	子ども家庭総合支援拠点設置市町数	市町	2 (R1(2019)見込)	【R4(2022)】 25		
		3	児童家庭支援センター	3	児童家庭支援センター設置数	箇所	2	4	7
Ⅳ	里親等	1 2	里親等委託率の目標値、里親等への委託の推進と包括的な実施体制	4	3歳未満	%	12.3%	53.1%	
					3歳以上就学前	%	11.0%	【R8(2026)】 54.4%	
					学童期以降	%	22.5%	41.0%	
		5	登録里親数	人	272	341	509		
		6	委託里親数	人	86	136	204		
		7	里親養育のマッチング数	件	34	増加を目指す	増加を目指す		
		8	ファミリーホームのホーム数	箇所	4	5	6		
		9	フォスターリング実施体制の構築	—	—	構築を目指す			
		3	特別養子縁組等	10	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	件	9	18	23
		Ⅴ	施設	1	施設の小規模、多機能化等	11	児童養護施設の小規模かつ地域分散化の実施箇所数	箇所	19
12	一時保護専用施設の設置数					箇所	—	2	3
Ⅵ	自立支	1	自立支援	13	代替養育経験者等の相談支援の状況	件	600	650	700
				14	自立援助ホームの実施箇所数	箇所	5	7	8
Ⅶ	児童相談所	1	児相の体制強化	15	児童福祉司数	人	56 (R1(2019)見込)	【R4(2022)】 71	適切に配置
				16	児童心理司数	人	15 (R1(2019)見込)	【R6(2024)】 36	適切に配置
		2	一時保護改革	*	(一時保護専用施設の設置数)〔再掲〕	箇所	—	2	3
				17	平均一時保護日数	日	32.8	30	30
				18	一時保護所の第三者評価の導入及び活用	—	—	実施	実施

○ とちぎ子ども・子育て支援プランの目標指標

※ 数値は3月31日現在

【 】は国が示す目標年度（当該欄の数値は国の目標年度時点）

栃木県社会的養育推進計画 策定経過

- H30(2018). 12.26 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第1回)
・計画の策定について
- H31(2019). 2～3 児童養護施設等ヒアリング(第1回)
- 2～3 児童相談所への調査(里親等委託が必要な子ども数)(第1回)
- 3 市町ヒアリング
- 3.27 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第2回)
・市町の子ども家庭支援体制、子どもの権利擁護、里親等への委託の推進について
- R1 (2019). 5.23 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第3回)
・子どもの権利擁護、里親等への委託の推進について
- 6 一時保護所ヒアリング
- 6.26 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第4回)
・骨子案について
・児童相談所の強化、一時保護改革等について
- 7～8 子どものアンケート調査
(児童養護施設、里親・ファミリーホーム、自立援助ホーム、一時保護所)
社会的養護経験者へのインタビュー調査
- 8～9 児童養護施設等ヒアリング(第2回)
- 8.26 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第5回)
・子どもの権利擁護、施設の小規模化・多機能化等、里親等への委託の推進について
- 9～10 児童相談所への調査(里親等委託が必要な子ども数)(第2回)
- 11.21 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第6回)
・素案について
- R2 (2020). 2.3 栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング会議(第7回)
・案について
・今後の取組の進め方等について

栃木県社会的養育推進計画策定ワーキング・グループ 委員

座長	藤本	早	児童養護施設桔梗寮施設長
副座長	田村	隆	とちぎユースアフターケア事業協同組合事務局長
委員	松本	栄	宇都宮乳児院院長 (H31(2019).3まで)
	石塚	豊	〃 (H31(2019).4から)
	森田	佳道	児童養護施設きずな施設長
	田仲	輝男	児童養護施設アリスとテレス施設長
	畠山	憲夫	(一社) 栃木県里親連合会副会長
	関根	朋枝	栃木県中央児童相談所
	石和	裕則	宇都宮市こども未来課 (H31(2019).3まで)
	亀澤	伸也	〃 (H31(2019).4から)
	小林	知美	栃木市子育て支援課
	谷田	克彦	那珂川町子育て支援課 (H31(2019).3まで)
	藤田	寿彦	〃 (H31(2019).4から)

用語解説

○ 社会的養育

全ての子どもについて、その胎生期から自立までを、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援すること。

○ 社会的養護

保護者のいない児童、保護者に監護させることが適当でない児童（要保護児童）を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

○ 代替養育

保護者のいない児童、保護者に監護させることが適当でない児童をその児童家庭の代わりに別の資源で行う養育。

○ 家庭的養護・家庭養護

「家庭養護」は、「施設養護」に対する用語として里親、ファミリーホームを指す。

家庭的養護は、地域小規模児童養護施設（定員6名）、小規模グループケア（本体内・分園いずれも）の両者を指す。

○ 特別養子縁組による永続的解決、いわゆる「パーマネンシー保障」

家族関係の永続的な保障を、特別養子縁組により行うこと。

○ 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）

里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育を含めた包括的な業務を行う機関。（平成28年の改正法において、この業務の責任は都道府県とされた）

このフォスタリング機関は、十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワーク集団で行う組織であることが必須とされている。

○ 里親の類型

養育里親：社会的養育が必要な児童を一時的に預かり、養育する里親。

養子縁組：将来委託児童と特別養子縁組または普通養子縁組を目指す里親。

専門里親：養育里親のうち、被虐待児、障害児及び非行児等対応が困難な児童を扱う里親。

親族里親：実親が死亡、虐待、拘禁、行方不明などの場合に、扶養義務のある親族が預かる里親。

（新ビジョン、厚生労働省ホームページ等から作成）